

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

現在本市の人口構造は老年人口約35%、生産年齢人口約56%、年少人口約9%となっており、2040年の推定人口構造は老年人口約48%、生産年齢人口約45%、年少人口約7%とされている。

本市の産業構造としては、全国平均と比較すると医療・福祉や建設業の占める割合が高く、製造業の割合は低くなっている。本市における中小企業者は、長期化する物価高騰等により依然厳しい経営環境に置かれ、既存の設備維持も難しく、機器の劣化による生産性・販売能力の低下等に加え、人手不足が課題となっている。

今後も少子高齢化が加速することが想定され、本市産業の発展のためには先端設備等の導入を促進し中小企業者の生産性が向上することが必要となる。

(2) 目標

少子高齢化、人手不足、及び働き方改革への対応など市内中小企業者を取巻く厳しい事業環境に対応すべく、市内中小企業者の生産性向上を促進し、本市産業の発展をめざす。また、本計画期間内に20件の先端設備等導入計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市産業は、製造業、商業、福祉サービス業、建設業など多岐に渡っており、多様な業種が本市の経済、雇用を支えている。そのため、これらの多様な産業において多様な設備投資を支援し、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、市内に事業所（従業員の配置）がなく、単に敷地に設置する、売電を目的とした太陽光発電設備については、本市の雇用創出や産業の発展に直接寄与しないことから、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市産業は臨海エリア、駅周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本市内全域とする。

（２）対象業種・事業

本市産業は、製造業、商業、福祉サービス業、建設業など多岐に渡っており、多様な業種が本市の経済、雇用を支えている。そのため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、産業用ロボットの導入、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、最新管理システムの導入、海外市場等を見据えた連携など多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。